

全建事発第 119 号
令和 5 年 2 月 8 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公 印 省 略〕

建設業者の許可情報等のインターネット公表の推進について（依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業法第 40 条においては、建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接建設工事を請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、許可番号や商号等を記載した標識を掲げなければならないこととされています。このうち、店舗における標識の掲示は、その業者が許可を受けた適法な業者であることを対外的に明らかにし、業者選択を行おうとする注文者の利便に供しようとする事等を目的としています。

近年、情報通信技術の進展とインターネットの普及により、国民生活におけるインターネットの活用は日常的なものとなっており、建設工事の発注者が請負業者を選定しようとする際には、インターネットによる情報収集を行うことが想定されます。このような状況においては、建設業法第 40 条の規定の趣旨も踏まえると、引き続き店舗での標識掲示は行いつつも、発注者の利便向上のため、各建設業者の許可情報をインターネット上で確認することができる環境を整備することが必要です。

各建設業者の許可情報については、既に、国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」において公表を行っていますが、発注者がより容易に許可情報を把握することができるよう、各建設業者の所有する自社のウェブサイト等においても、「商号又は名称」及び「代表者の氏名」と併せて、「一般建設業又は特定建設業の別」及び「許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業」について、積極的に公表していただきたく、また、同法に基づき、工事現場においても標識の掲示を行っていただいているところですが、各建設業者が施工する建設工事の情報についても、国民利便向上のため、可能な範囲でウェブサイトでの公表をご検討いただきたく、それぞれ、国土交通省より別紙のとおり依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別紙 国土交通省依頼文

以上
(事業部：山中)

国不建第539号
令和5年2月2日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業者の許可情報のインターネット公表の推進について

平素より、建設業法（昭和24年法律第100号）の施行にあたり、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

建設業法第40条においては、建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接建設工事を請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、許可番号や商号等を記載した標識を掲げなければならないこととされています。

このうち、店舗における標識の掲示は、その業者が許可を受けた適法な業者であることを対外的に明らかにし、業者選択を行おうとする注文者の利便に供しようとする事等を目的としています。

近年、情報通信技術の進展とインターネットの普及により、国民生活におけるインターネットの活用は日常的なものとなっており、建設工事の注文者が請負業者を選定しようとする際には、インターネットによる情報収集を行うことが想定されます。

このような状況においては、建設業法第40条の規定の趣旨も踏まえると、引き続き店舗での標識掲示は行いつつも、注文者の利便向上のため、各建設業者の許可情報をインターネット上で確認することができる環境を整備することが必要です。

各建設業者の許可情報については、既に、国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」において公表を行っていますが、注文者がより容易に許可情報を把握することができるよう、各建設業者の所有する自社のウェブサイト等においても、「商号又は名称」及び「代表者の氏名」と併せて、「一般建設業又は特定建設業の別」及び「許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業」について、積極的に公表していただきますようお願いいたします。

また、同法に基づき、工事現場においても標識の掲示を行っていただいているところですが、各建設業者が施工する建設工事の情報についても、国民利便向上のため、可能な範囲でウェブサイトでの公表をご検討いただきますようお願いいたします。

貴職におかれては、本通知の内容について、貴団体傘下の建設業者に対し周知いただきますようお願いいたします。